

補導活動の実際

1. 少年別対象行為

下表は、問題行為を行った少年の呼称とその行為についてまとめたものです。

少年別 \ 区分	年 齢	対 象 と な る 行 為 な ど
犯 罪 少 年	14 歳以上 20 歳未満	殺人、暴行、傷害、恐喝、窃盗などの犯罪を犯した少年
触 法 少 年	14 歳未満	
ぐ 犯 少 年	20 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の正当な監督に服さない性癖がある ・ 正当な理由がなく家庭によりつかない ・ 犯罪性のある人や不道德な人と交際したり、いかがわしい場所に出入りする ・ 自己または他人の徳性を害する性癖がある <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> いずれかに該当して、将来犯罪を犯すおそれがある少年 </div>
要 保 護 少 年	18 歳未満	保護者などから虐待、酷使、放任されている少年や保護者のない少年
不良少年行為	20 歳未満	飲酒、喫煙、たかりなど自己または他人の徳性を害する行為をした少年

2. どんな少年に声かけするか

- (1) ゲーム場遊び・・・県内の小・中学生がゲーム場に出入りできるのは午後6時までです。
- (2) 盛り場徘徊・・・何の目的もなく盛り場をうろつく行為です。
- (3) 金 銭 乱 費・・・身分不相応な買い物、遊行をする行為です。
- (4) 金 品 持 出・・・保護者に無断で、自宅から金品、家財を持ち出し、勝手に処分する行為です。

- (5) 飲酒・喫煙……飲酒、喫煙し、または、正当な理由なく、酒、たばこ、それに供する器具を所持する行為をいいます。
- (6) 不健全娯楽……18才未満の少年がスナック、パチンコ店、深夜飲食店、深夜興業などに入ったり、わいせつ図書を所持する行為です。
- (7) 怠学……正当な理由なく、無断で学校を休み、また、早退等をして怠ける行為をいいます。
- (8) 不良交友……犯罪性のある人との交際等をいいます。
- (9) (深)夜徘徊……正当な理由なく、夜まで家庭以外の場所で遊んでいる行為です。
- (10) 家出……保護者の意志にそむいて、保護者のもとを離れる(無断外泊)行為です。帰宅する意志がないのを「家出」、帰宅する意志があって一時外泊するのを「無断外泊」といいます。
- (11) その他……危険な遊び、交通ルール無視、乱暴な言葉、服装の乱れ(誰が見ても異様で威圧感を受ける姿)、異性との好ましくない遊びなどです。
- (12) 刑罰法令に触れる行為……万引き、その他の窃盗、凶器所持などです

3. 少年の非行が行われやすい場所

- (1) 盛り場、駅構内及び周辺、バスターミナル、コイン洗車場、学校施設、公園、空地、イベント会場、海水浴場、その他危険な場所。
- (2) ゲーム場、カラオケ店、ファーストフード店、ボウリング場、パチンコ店。
- (3) 大型店(デパート、スーパー)、書店、おもちゃ店、CD・ビデオレンタル店、コンビニなど